

伊勢原市住民主体型サービス利用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民主体型サービス（伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年伊勢原市規則第18号）第4条第1項第1号アに規定する第1号訪問事業又は第4条第1第1号イに規定する第1号通所事業のうち住民主体通所型サービス）を利用した場合において、当該サービスに係る費用の額の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4各号に該当する者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16項に規定する介護予防支援又は伊勢原市介護予防・日常生活総合支援事業の実施に関する規則第4条第1項第1号エに規定する第1号介護予防支援事業の実施に関する要綱（平成28年伊勢原市告示第84号）に規定する介護予防ケアマネジメントによって住民主体型サービスの利用が介護予防サービス計画に位置付けられた者とする。

(助成の額)

第3条 助成の額は、介護予防サービス計画に1回と位置付けられたサービスの利用につき900円とする。

(助成の方法)

第4条 助成は、対象者に助成の額に相当する伊勢原市住民主体型サービス利用券（第1号様式。以下「利用券」という。）を交付し、対象者は、利用した住民主体型サービスの提供者に前条に規定する助成する額を当該利用券によって支払うことによりこれを行うものとする。

2 住民主体型サービス提供者は、サービス利用があった月末までの利用分を、翌月15日までに請求書に利用券を添えて市に提出するものとする。

3 前項の規定による支払は、請求のあった当月の末日までに支払うものとする。

(利用券の交付枚数)

第5条 利用券の交付枚数は、作成された介護予防サービス計画に位置づけられた住民主体型サービスの利用回数を限度とする。

(利用券による住民主体型サービスの範囲)

第6条 利用券により対象者が利用することができる住民主体型サービスは、次条の登録住民主体型サービス提供者が提供する住民主体型サービスとし、1回当たりの当該サービスに要する費用が1,000円(利用者の自己負担額は100円とする。)のものとする。

(登録住民主体型サービス提供者)

第7条 住民主体型サービスを提供するものは、住民主体型サービス提供者登録申請書(第2号様式)により、当該サービスの提供を開始しようとする日の45日前までに市長に申請し、市長による登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の登録を行ったときは、登録通知書(第3号様式)により当該登録を受けたものに通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を受けた事項に変更があるときは、登録住民主体型サービス提供者変更届出書(第4号様式)により、当該変更が生じた日から起算して10日以内に、市長に届け出なければならない。

4 登録住民主体型サービス提供者は、休止した当該登録に係るサービスを再開したときは、登録住民主体型サービス提供者廃止・休止・再開届出書(第5号様式)により、10日以内に、市長に届け出なければならない。

5 登録住民主体型サービス提供者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、登録住民主体型サービス提供者廃止・休止・再開届出書により次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その廃止又は休止の日の1か月前までに、市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に住民主体型サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

6 前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をした登録住民主体型サービス提供者は、当該届出の日前1か月以内に住民主体型サービスによるサービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメントの実施

者、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

7 登録住民主体型サービスを提供する従事者は、市が実施する指定研修修了者とする。

8 市長は、指定研修修了者に対して修了証（第6号様式）を発行するものとする。
（利用方法）

第8条 対象者は、住民主体型サービスを利用したときは、当該サービスを提供した登録住民主体型サービス提供者に対し利用券を提出するものとする。

（利用券の交付）

第9条 利用券の交付は、対象者の住所地を管轄する地域包括支援センターが行う。

2 対象者が転居により管轄する地域包括支援センターが変わるときは、利用券を転居前の住所を管轄する地域包括支援センター返還し、転居後の住所地を管轄する地域包括支援センターより、改めて利用券の交付を受けるものとする。

（利用券の譲渡等の禁止）

第10条 利用券は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（利用券等の返還）

第11条 利用券の交付を受けている者が対象者でなくなった場合は、速やかに、市長に届け出るとともに、交付された利用券を市長に返還しなければならない。

（利用券の不正使用の禁止）

第12条 市長は、前2条の規定に違反した者及び偽りその他不正の手段により利用券を利用した者がある場合は、その者に当該利用に係る助成の額に相当する額の支払を求めるとともに、交付した利用券を返還させることができる。

（交付台帳の整備）

第13条 市長は、利用券の交付状況を明らかにするため、伊勢原市住民主体型サービス利用券交付台帳（第7号様式）を備え、地域包括支援センターをして必要な事項を記載させるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月2日告示第175号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

利用券

（表）

80 mm	No. _____					
	伊勢原市住民主体型サービス利用券					
	伊勢原市長 印					
	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;">発券者</td><td>伊勢原 地域包括支援センター</td></tr><tr><td>利用サービス</td><td>訪問型 ・ 通所型</td></tr><tr><td>利用予定時期</td><td>年 月（上旬 ・ 下旬）</td></tr></table>	発券者	伊勢原 地域包括支援センター	利用サービス	訪問型 ・ 通所型	利用予定時期
発券者	伊勢原 地域包括支援センター					
利用サービス	訪問型 ・ 通所型					
利用予定時期	年 月（上旬 ・ 下旬）					
本券は、紛失しても再発行いたしませんのでご注意ください。						
128 mm						

（裏）

〈利用者注意事項〉	
1 指定されたサービス以外の利用はできません。	
2 本券を不正に利用した場合は、交付を取り消すことがあります。	
3 次の場合は、利用券を速やかに市に返還してください。 死亡、転出、施設入所、総合事業対象者でなくなったとき	
4 自己負担額（100円）は <u>お支払いください。</u>	
〈サービス提供者の表示〉	
事業所名	
サービス提供日	年 月 日

第2号様式（第7条関係）

住民主体型サービス提供者登録申請書

伊勢原市長 殿

年 月 日

住民主体型サービス提供者の登録を受けたいので、申請します。

申 請 者	フリガナ			
	団体名			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		
		(ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号		FAX 番号
	代表者の氏名 ・生年月日	フリガナ		
		氏 名		生年月日
代表者の住所	(郵便番号 -)			
サ ー ビ ス の 種 類		実施事業	登録申請をする事業の 事業開始年月日	既に登録を受けている 事業の登録年月日
	住民主体訪問型サービス			
	住民主体通所型サービス			

なお、本登録に際して、次の事項について誓約します。

- 1 伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第4条第1項第1号アに規定する第1号訪問事業の実施に関する要綱又は伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第4条第1項第1号イに規定する第1号通所事業の実施に関する要綱に規定する基準を満たした住民主体型サービスを提供すること。
- 2 その他、伊勢原市住民主体型サービス利用助成要綱に沿って適切にサービスを提供すること。

代表者 _____

第3号様式（第7条関係）

登録通知書

年 月 日

団 体 名

代 表 者 氏 名

様

伊勢原市長

印

次のとおり、登録住民主体型サービス提供者の登録をしましたので通知します。

団 体 名	
代 表 者 住 所	
代 表 者 名	
登 録 年 月 日	
提 供 す る サ ー ビ ス の 種 類	

登録住民主体型サービス提供者変更届出書

伊勢原市長 殿

年 月 日

団 体 名
申請者 代表者住所
代表者氏名

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

団体の名称・所在地等に関する事項

(変更前)	(変更後)
変更年月日	年 月 日

団体の代表者に関する事項

(変更前)	(変更後)
変更年月日	年 月 日

第5号様式（第7条関係）

登録住民主体型サービス提供者廃止・休止・再開届出書

伊勢原市長 殿

年 月 日

団 体 名
届出者 代表者住所
代表者氏名

次のとおり事業を $\left(\begin{array}{l} \text{廃止（休止）したい} \\ \text{再 開 し た} \end{array} \right)$ ので届け出ます。

廃止（休止）する又は再開するもの	名 称
	所在地
サ ー ビ ス の 種 類	
廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 の 別	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開
廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 年 月 日	年 月 日
廃 止 ・ 休 止 の 理 由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置 (廃止・休止する場合のみ)	
休 止 の 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考 事業の廃止又は休止に係る届出にあつては、廃止又は休止する日の1月か前までに届け出てください。

研修修了証

氏 名 _____

生年月日 _____

修了年月日 _____

あなたは、伊勢原市住民主体型サービスの従事者として、その研修課程を修了したことを証します。

年 月 日

伊勢原市長

印

